

違法貸しルームに係る抜本的な対策に関する意見書（案）

多人数の居住実態がありながらオフィス、倉庫等の用途に供していると称して、防火関係規定等の建築基準法違反の疑いのある建築物（違法貸しルーム）の存在が大きな社会問題となっている。

国土交通省は、平成25年6月からこうした建築物への対策として、実態調査のための情報受付窓口を設置するとともに、都道府県や政令市等の特定行政庁に対し、物件に関する情報収集や調査、違反物件の是正指導等を行うよう要請しているが、その全容はいまだ明らかになっていない。

こうした危険な状態の建築物は、入居者の人命を守る観点から、早急な対策が必要である。また、住居が突然閉鎖され、入居者が立ち退きを迫られる事態が発生しており、時間的猶予のない中での転居を余儀なくされ、資金も保証人もなく困窮する入居者を救済するために、セーフティネットの構築も求められている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、違法貸しルームに係る抜本的な対策を速やかに講ずるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
国土交通大臣		